

京都市私道整備助成金交付規則の一部を改正する規則を公布する。

平成27年6月24日

京都市長 門川大作

京都市規則第16号

京都市私道整備助成金交付規則の一部を改正する規則

京都市私道整備助成金交付規則の一部を次のように改正する。

第5条第4項第4号中「権利者」の右に「(複数の権利者がある場合において、一部の権利者の同意を得ることができないことにつき別に定める理由があるときは、当該権利者を除く。)」を加え、同項中第6号を第7号とし、第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 前号の理由がある場合にあつては、その旨を明らかにする文書として別に定めるもの

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(建設局土木管理部土木管理課)